

## ◆重要◆ 新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置」 の延長に伴う北方町の方針について

【北方町新型コロナウイルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

### ◇町の対応方針

新型コロナウイルス感染症について岐阜県に適用されている「まん延防止等重点措置」が6月20日まで延長され、北方町は引き続き「重点措置を講じるべき区域」となっています。感染拡大を抑え込むため、北方町においては次のとおり対応方針を決定しました。

### ○「基本的な感染防止対策」（マスク着用、手指衛生、三密回避、体調の管理） の継続徹底

- ・マスク着用、頻繁・丁寧な手洗い、手指の消毒の徹底
- ・人との距離（できるだけ2メートル、最低でも1メートル）確保
- ・三密（密閉・密集・密接）はもちろん、一密でも徹底的に回避
- ・職場、学校、家族において、発熱等体調不良の方のすべての行動（出勤、通学）ストップと周りの方の健康状態の迅速な確認

### ○外出・移動の自粛

- ・不要不急の外出・移動の自粛
- ・愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛

### ○飲食対策

- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛
- ・自宅を含め、大人数・長時間の飲食の自粛
- ・集団での飲酒等、感染リスクが高い行動の禁止、バーベキューの自粛

### ○町有施設については、引き続き6月1日（火）から6月20日（日）までの間、午後8時で閉館します

〔働く婦人の家、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、ホリモク生涯学習センターきらりアルテックアリーナ、各小中学校体育館・グラウンド、各公園グラウンド〕